

第 5507 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2016年)平成28年 7月11日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ◇ イメージデータによる書類の添付

**Q**：e-Taxでは、イメージデータによる書類の添付ができるようになったそうですが、どのようになったのですか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

e-Taxで申告、申請・届出等を行う場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ(PDF形式)により提出することができるようになりました。平成28年4月1日(水)からは、法人税関係、消費税(法人)関係源泉所得税関係等の手続の受付が開始され、平成29年1月4日(水)からは、所得税関係、消費税(個人)関係、相続税、贈与税関係等の手続ができるようになります。送信可能なファイル形式は「PDF形式」で、添付できるファイル数は最大16ファイル、データ容量は、1ファイル当たり最大1.0MB、かつファイル合計で最大1.5MBとなっています。送信方式には、申告・申請等データと同時に送信する同時送信方式と申告・申請等データの提出送信後に、受信通知から別途送信する追加送信方式があります。同時送信方式と追加送信方式を併用しますと最大11回、176ファイル、16.5MBまで送信できます。ただし、「法人税申告書別表」、「勘定科目内訳明細書」、「財務諸表」など、電子データ(XML形式又はXBRL形式)により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。

